ひょうごのし拡大協議会

東南アジア市場で日本食の普及が進むタイにおいて、兵庫県の安全で高品質な農林水産物・加工食品の市場参入の可能性を調査し、プロモーション事業を実施することで、タイへの販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

なお、本事業はタイ現地において日本食材に関する豊富な知識とタイの百貨店または小売店を熟知するエキスパートに事業運営を委託して実施し、事業実施の過程で得たタイにおける参加商品の評価を各事業者様にフィードバックすることで、今後の輸出や取引の実現、取引の継続を目指すものです。

タイへの輸出にご興味のある方、意欲のある方はぜひご応募ください。

１ 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大等による現地情勢の変化に伴い、事業内容を一部変更・中止する可能性があります。

事業概要及びスケジュール　　　　● 枠囲み：事業者様 要対応

* ７月17日(月)　 　　　　　現地プロモーション 参加申込み締切

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【提出物】1：参加申込書　　　　　　（様式1）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2：企業・商品情報シート （様式2）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　３：PR用商品写真データ

▼

●　 ７月中旬～ 参加商品申込結果通知 ・ サンプル輸送依頼

▼

　参加申込と平行してサンプル送付準備をお願いします

* ７月中旬～　　　　　　 商談用サンプル商品手配（国内指定場所宛）

**※個人貨物として手配するため、サンプル商品のラベル等はそのままで構いません。**

* ７月24日（月）　　国内集荷施設に参加商品到着（必着）※詳細は追ってご連絡します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

* ８月４日（金） 　　　　現地仕入れ責任者の方との商品選定のための商談会

▼

●　 ８月上旬 参加商品選定結果通知

▼

* 8月上旬～12月下旬　　　 FDA登録、ラベル作成

▼

* 12月下旬～ 事業者様と運営業者とのタイ現地語ラベル作成のための調整等
* １月上旬～　 　　事業者様によるタイ現地語ラベル添付・梱包・発送作業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　▼

* １月上旬～１月中旬　　　国内集荷施設に参加商品到着（必着）※詳細は追ってご連絡します。

　　【現地プロモーション予定表】

* ２月下旬～　　一般消費者を対象としたテスト販売（Donki　Thailand　バンコク市内の店舗）
* 令和６年３月～　　 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）

【Ⅱ　タイにおける現地プロモーション】

**参加申込締切　７/17　( 月 )**

２月下旬から以下の県産農林水産物等プロモーションをタイ現地にて実施します。参加希望の事業者は、P.３からの　２ 参加条件　　や、３ 参加事業者の費用負担　　など、本要領に十分お目通しいただき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県流通戦略課）までお申込み下さい。

１　現地プロモーション内容

(1)　FDA登録およびテスト販売実施店の商品仕入れ責任者と商談

　　　タイへの輸出において難しいとされているFDA登録に向けて、現地消費者ニーズや現地食品規制を考慮し、輸出に適した商品の選定やノウハウの習得を目指します。

また、テスト販売後も継続的な販売に結び付くよう、テスト販売実施店の商品仕入れ責任者と商談を実施し、商品仕入れ責任者の商品の評価や改善点等を把握して参加事業者へフィードバックを行います。

また、必要に応じて参加事業者との対面での商談（オンライン含む）を実施し、今後の取引につながるようサポートを行います。

(2)　一般消費者を対象としたテスト販売

タイ現地の小売店において、県産品販売コーナーを一定期間設置し、現地で販売する適正な価格を設定した上で、一般消費者へテスト販売を実施します。

また、同時に商品説明や試食・試飲等とともに、アンケートを実施するなどして、出品された県産品の購入や消費動向把握に努め、販売結果や現地消費者の反応を事業参加者様へフィードバックし、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげます。

①　期　　　　間　令和６年２月下旬～（延べ４週間以上）〔予定〕

②　場　　　　所 Donki　Thailand　バンコク市内の店舗

③　事業者数／品目数　10事業者／10品目程度を想定〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

２　参加条件

(1)　テスト販売に使用する商品を無償で提供いただくこと

商品数については、商品単価や参加品目数、商品内容量などを踏まえて、参加事業者と運営業者、事務局で相談のうえ、決定させていただくものとお考えください。フェア内容等の効果的な数などを考慮しつつ、過度な提供とならないように検討します。

(2)　参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

　　ア　兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

　　イ　日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。

　　ウ　製造日から賞味期限までが原則として180日以上（賞味期限が満たない商品（150日程度の商品）は別途ご相談ください）であり、２月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。

　　エ　タイの規制等をクリアしているもの。（残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等）

　　オ　裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。

　　カ　特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

　　キ　米、酒類以外の品目であること

　　※　７ 輸入制度について　　も合わせてご確認ください。

(3)　事業参加者は　以下ア～オの条件をすべて満たすこと。

ア　兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

イ　ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。

（事業参加申込みと同時に登録いただいても結構です。）

ウ　商品の輸出に意欲的であること。

エ　参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なく対応いただけること。

オ　本事業の実施後、事業の成果や改善の検討、参加事業社の輸出取引の状況などに関するアンケートやヒアリングに複数年ご協力いただけること。

３　参加事業者の費用負担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参加商品数 | １商品 | ２商品以上 | 自らの輸出ルートを利用する場合 |
| 費用負担 | ２万円 | ４万円 | 一律１万円 |

　　　※２商品以上で申込の場合の参加商品数については、応募総数に応じて別途決定します。

　　　※自らの輸出ルートを利用し、商品を事務局指定の期日・場所（タイ）に確実に配送できるものは、参加料を一律とします。

　(1)　参加料に含まれるもの

　　ア　日本国内の指定場所からタイへの参加商品の輸送費

（通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む）

　　イ　プロモーション料

　　　　テスト販売実施、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

(2)　参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

　　ア　商談会用の商品及びテスト販売の商品（現物）の無償提供

　　イ　日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費

　　ウ　輸出にかかる各種証明書取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等）

　　エ　現地対応の一括表示ラベル貼付（運営委託事業者が作成するラベル用データの印刷及び参加商品への貼付）

※貼付が難しい場合は要相談とさせていただきます。（貼付費用が別途かかる可能性がございます）

オ　同行に係る渡航費（希望者のみ）

カ　その他、上記以外の経費

※　上記ウの各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。

　　　各事業者で「８ 輸入制度について」に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。

さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

４　参加事業者及び参加商品選定方法

　参加事業者の選定結果については、当協議会から申込者へ連絡します。申込が多数の場合など、参加のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また参加商品については、申込商品を基本としますが、運営業者（現地の商社含む）との事前相談において、変更等のアドバイスや依頼等をさせていただく場合があります。

５　事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、テスト販売やテスト販売実施店商品仕入れ責任者との商談の結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル提供依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。〔上記　２ 参加条件　 (3)のオ〕

６　参加申込書提出期限

　　　参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

なお、提出いただいた情報は本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

**●　提出期限：令和５年７月17日（月）**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | メール |
| 提出内容 | ①参加申込書（様式１）  ②企業・商品情報シート　（様式２）  ※今回現地に輸送する商品を記載  ③PR用商品写真データ  （商品写真（外観）、商品写真（中身）、企業名ロゴ、調理例・料理アレンジの写真、　企業・生産者の写真、その他のイメージ写真など） |
| 提出先 | ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）  E-mail　 ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp  ※メールタイトルに「タイプロモーション申込（貴社・貴団体名）」と記載してください。 |

* 恐れ入りますが、メール送付後、事務局から３日以内（土日祝除く）に返信がない場合、電話にてご連絡願います。（TEL:078-362-9213）
* 商品選定によりプロモーションに参加いただけない場合でも、提出書類の返却は行いませんのでご了承ください。

７　輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願いいたします。

※下記リンク先はJETROのHPとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. **内　容** | **URL** |
| タイ情報全般 | <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/> |
| 日本からの輸出に関する制度（タイ）各品目ごと | <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/> |
| 農林水産物・食品のマーケティング基礎  情報（タイ） | <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/2022/marketing_basicinfo_Thai_2022.pdf> |

■その他参考■

JETROによる調査レポート

タイにおける各分野の調査レポートが発表されています。タイの市場やトレンドを把握するのに参照ください。　<https://www.jetro.go.jp/reportstop/asia/th/reports/>

８　免責事項

1. 本事業は参加事業者様に商品を無償提供いただき、タイにおいてテスト販売、テスト販売実施店商品仕入れ責任者との商談を実施させていただくものです。本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
2. 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
3. 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会は責任を負わないものとします。
4. 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
5. 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
6. 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
7. 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

９　問い合わせ先・申込先

　　ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

　　担当：村上、盛元

　　ＴＥＬ：　０７８－３６２－９２１３

　　ＦＡＸ：　０７８－３６２－４２７６

　　E-mail： ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp